

法人税の額から控除される特別控除額に関する
明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名
----------------------------	------------------	-----

別表六の二(二十五) 平三十・四・一以後終了連結事業年度分

調整前連結税額超過額の計算				
各連結法人の当期税額控除可能額の合計額 (6の合計)	1	円	法人税の額から控除される特別控除額 (1)と(3)のうち少ない金額	4
調整前連結税額 (別表の二(一)「2」、別表の二(二)「2」又は別表の二(三)「2」)	2		調整前連結税額超過額 (1)-(4)	5
当期税額基準額 (2)× $\frac{90}{100}$	3			

調整前連結税額超過構成額の明細				
措法第68条の15の7第1項 各号の該当号等			当期税額控除可能額	調整前連結税額超過構成額
			6	7
第1号	当期分	①	別表六の二(三)「17」 円	円
第2号	当期分	②	別表六の二(四)「16」	
第3号	当期分	③	別表六の二(五)「10」	
第4号	当期分	④	別表六の二(六)「10」	
第5号	当期分	⑤	別表六の二(九)「15」	
第6号	前期繰越分計	⑥	別表六の二(二十五)付表「1の③」	別表六の二(二十五)付表「2の③」
	当期分	⑦	別表六の二(十)「25」	
第7号	前期繰越分計	⑧	別表六の二(二十五)付表「1の⑧」	別表六の二(二十五)付表「2の⑧」
	当期分	⑨	別表六の二(十一)「26」	
第8号	当期分	⑩	別表六の二(十二)「23」	
第9号	当期分	⑪	別表六の二(十三)「23」	
第10号	当期分	⑫	別表六の二(十四)「16」	
第11号	当期分	⑬	別表六の二(十五)「16」	
第12号 (平成30年改正前の第11号)	当期分	⑭	別表六の二(十六)「12」	
		⑮	別表六の二(十六)「43」	
		⑯	別表六の二(十六)「49」	
第13号	当期分	⑰	別表六の二(十七)「25」	
第14号	前期繰越分計	⑱	別表六の二(二十五)付表「1の⑩」	別表六の二(二十五)付表「2の⑩」
	当期分	⑲	別表六の二(十八)「25」	
第15号	前期繰越分計	⑳	別表六の二(二十五)付表「1の⑭」	別表六の二(二十五)付表「2の⑭」
	当期分	㉑	別表六の二(十九)「26」	
第16号	当期分	㉒	別表六の二(二十)「38」	
第17号	当期分	㉓	別表六の二(二十一)「19」	
第17号の2	当期分	㉔	別表六の二(二十二)「21」	
平成30年改正前の第5号	前期繰越分計	㉕	別表六の二(二十五)付表「1の⑰」	別表六の二(二十五)付表「2の⑰」
	当期分	㉖	別表六の二(八)「25」	
震災特例法第25条の2第2項若しくは第3項、第25条の2の2第2項若しくは第3項又は第25条の2の3第2項若しくは第3項	前期繰越分計	㉗	別表六の二(二十五)付表「1の㉑」	別表六の二(二十五)付表「2の㉑」
	当期分	㉘	別表六の二(二十三)「31」	
震災特例法第25条の3第1項、第25条の3の2第1項又は第25条の3の3第1項	当期分	㉙	別表六の二(二十四)「17」	
合計				(5)

別表六の二（二十五）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の7第1項から第5項まで（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の4第1項（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は平成30年改正前の措置法（以下「平成30年旧措置法」といいます。）第68条の15の7（法人税の額から控除される特別控除額の特例）（平成30年旧措置法第68条の10第2項若しくは第3項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第68条の15の2第1項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）に係る部分に限ります。以下同じ。）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「調整前連結税額超過構成額7」の各欄には、「調整前連結税額超過額5」の金額が措置法第68条の15の7第1項に規定する控除可能期間の最も長いものから順次成るものとした場合に同項又は平成30年旧措置法第68条の15の7第1項に規定する調整前連結税額超過額を構成する部分の金額を記載します。